

あいち 子ども・若者育成計画 2027

～ 子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして～

2023-2027



2022年12月

はじめに

人口減少社会を迎え、少子高齢化が一層進む中、情報化社会やグローバル化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などにより、子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした時代においても、次代を担う全ての子ども・若者が、未来に向かって、夢や希望をもって前進できるよう、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いであり、そのためには地域全体で子ども・若者を育む社会づくりが重要です。

本県では、2001年に策定した「あいちの青少年育成計画21」以降、2010年に「あいち子ども・若者育成計画2010」を、2018年に「あいち子ども・若者育成計画2022」を策定し、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を、総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、子ども・若者の抱える問題は一層深刻さを増しており、子ども・若者の自殺、児童虐待、子どもの貧困、ひきこもり、不登校、いじめ問題等、大変憂慮すべき状況となっています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、この度、「あいち子ども・若者育成計画2027」を策定いたしました。

この計画では、基本理念に、新たな視点として「居場所」を盛り込み、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向けて、子ども・若者の育成支援に取り組んでいくことを示しました。

また、引き続き「全ての子ども・若者の健やかな育成」、「困難を抱える子ども・若者やその家族への支援」、「未来をつくる子ども・若者の活躍促進」、「子ども・若者の成長のための地域社会づくり」を施策目標とし、子ども・若者が抱える困難な状況に関する新たな課題や、社会で活躍するために必要な能力の多様化等を踏まえて、推進施策の充実を図っております。

計画の推進にあたっては、教育委員会、警察本部を含めた県の関係部局の緊密な連携はもとより、国、市町村、様々な民間組織等とも協力し、一体となって取り組んでまいります。また、家庭や地域の果たす役割も大きいことから、県民の皆様方には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、子ども・若者の育成支援を考える有識者会議の委員の皆様を始め、計画策定にあたり貴重な御意見をいただきました皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

2022年12月

愛知県知事
大村秀章



目次

第1章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の性格、位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 子ども・若者の範囲と計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の基本理念・施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 社会環境の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 子ども・若者をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 子ども・若者の意識と関心・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3章 推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

I 全ての子ども・若者の健やかな育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- 1 健やかな体と豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (1) 基本的な生活習慣の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (2) 健やかな体と豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (3) 自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 今を生き抜く力の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (1) 学力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (2) 健康に関する教育と支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (3) 被害防止のための教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3 若者の職業的自立、就労等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (1) 働く意欲、職業能力の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (2) 就労等支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 子ども・若者の社会形成への参画支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 1 困難を抱える子ども・若者の総合的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - (1) 子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進・・・・・・ 38
 - (2) 子ども・若者に関する相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 困難な状況に応じた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - (1) 学校におけるいじめへの対応、不登校の子ども等の支援・・・・・・ 41
 - (2) ニート等の若者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (3) ひきこもりの若者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

(4) 障害等のある子ども・若者の支援	44
(5) 非行防止、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援	47
(6) 子どもの貧困問題への対応	48
(7) 自殺対策	49
(8) ヤングケアラーの支援	50
(9) 外国人の子ども・若者の支援	50
(10) 不当な偏見・差別の防止・解消	52
(11) 児童虐待防止対策	52

Ⅲ 未来をつくる子ども・若者の活躍促進 54

1 愛知の産業の担い手となる人材の育成	54
(1) イノベーション人材・モノづくり人材の育成	54
(2) 農林水産業の担い手となる人材の育成	55
2 グローバル社会で活躍する人材の育成	56
(1) 国際交流と外国語教育の推進	56
(2) SDGsの理念を踏まえた教育の推進	57
3 世界で活躍するスポーツ選手、芸術家の育成	58
4 社会貢献活動等に取り組む若者の応援	59

Ⅳ 子ども・若者の成長のための地域社会づくり 60

1 家庭、学校、地域全体で子ども・若者を育む環境づくり	60
(1) 保護者等への積極的な支援	60
(2) 学校と地域が連携・協働する体制づくり	61
(3) 地域全体で子どもを育む環境づくり	62
2 地域で子ども・若者を支える担い手の育成	63
3 子ども・若者が安心して暮らせる社会環境づくり	64
(1) 有害環境への対応	64
(2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	65
(3) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり	66
4 子育て支援等の充実	67
5 多様で柔軟な働き方の推進	68

第4章 計画の推進 69

1 県の体制の整備	69
2 国・市町村との連携の充実	69
3 民間組織との連携の充実	69
4 指標の設定、点検、評価	69

数値目標 70

参考資料 72

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

本県では、2001年3月に「あいちの青少年育成計画21」を、2010年3月に「あいち子ども・若者育成計画2010」を、2018年8月に「あいち子ども・若者育成計画2022」を策定し、これまで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化、情報化社会の進展、更には新型コロナウイルス感染症の流行により孤独・孤立の問題が一層顕在化するとともに、子ども・若者の自殺、児童虐待、子どもの貧困、ひきこもり、不登校、いじめ問題等、子ども・若者をめぐる課題は大変憂慮すべき状況となっています。

一方で、本県は、世界に誇るモノづくり産業を始めとする産業県であり、この強みをさらに伸ばしていくための人材の育成や、グローバル社会で活躍する人材の育成は、愛知の輝く未来にとって重要な課題です。

こうした現状や課題を踏まえ、子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を実現するため、「あいち子ども・若者育成計画2027」（以下「計画」という。）を策定しました。

2 計画期間

2023年度から2027年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、迅速かつ柔軟に施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の性格、位置づけ

- ・本県が、子ども・若者の健やかな育成を支援していくための行動指針とし、全ての県民が連携・協力し、地域の実情に応じて子ども・若者の健やかな育成を推進します。
- ・「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。また、2021年4月に決定された、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえた中期計画となっています。
- ・2020年11月に策定した本県の総合計画「あいちビジョン2030」を踏まえた個別計画とするとともに、関連する他の個別計画と相まって、子ども・若者の健やかな成長と活躍に向けた支援を行います。

4 子ども・若者の範囲と計画の対象者

計画の対象となる子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会生活を営む上で困難を抱える方、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている40歳未満の方も多く存在することから、これらの方も対象とします。

施策によっては、40歳以上の方も対象とします。対象となる子ども・若者の支援にあたっては、対象年齢の終期以降のライフサイクルも見通した長期的な視点から取り組みます。

《参考》各種法令などによる呼称と年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分	
民法	未成年者	18歳未満の者	
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
	乳児	1歳未満の者	
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。	
愛知県青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている。	
子供・若者育成支援推進大綱 (2021年策定・国)	子供	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
		学童期	小学生の者
	若者	思春期	中学生からおおむね18歳までの者 (子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。)
		青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
		ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
		青少年	乳幼児期から青年期までの者

5 計画の基本理念・施策目標

〈基本理念〉

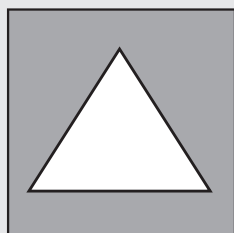
子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして

〈施策目標〉

I

全ての子ども・
若者の健やかな
育成

愛知の子ども・若者が、それぞれ自立し、未来の担い手として活躍できるよう、**健やかな体と豊かな心を育む社会づくり**をめざします。

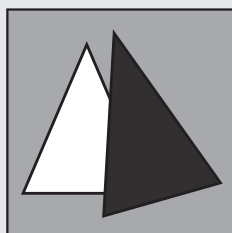


すこやか

II

困難を抱える
子ども・若者やその
家族への支援

様々な困難を抱える子ども・若者に寄り添い、一人一人の**状況に応じた支援が行われる社会づくり**をめざします。

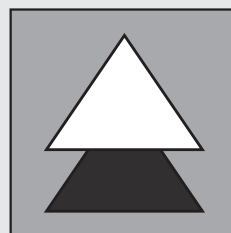


よりそい

III

未来をつくる
子ども・若者の
活躍促進

愛知の子ども・若者が、未来に向かって、夢や希望をもって前進できるよう、**活躍を後押しする社会づくり**をめざします。

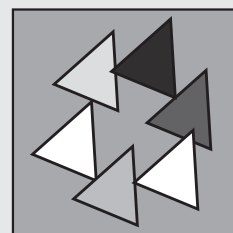


あとおい

IV

子ども・若者の
成長のための
地域社会づくり

家庭、学校、地域社会が、子ども・若者の居場所となり、成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、**地域全体で育む社会づくり**をめざします。



つながり

6 計画の特徴

- ・基本理念に、新たな視点として「居場所」を加え、全ての子ども・若者に成長・活躍の土台となる安心できる居場所が確保されるよう、様々な施策を通じて取り組んでいくことを、今後の子ども・若者育成支援の方向性として示します。
- ・施策目標II「困難を抱える子ども・若者やその家族への支援」の推進施策として、「ヤングケアラーの支援」を追加するとともに、従来の推進施策である「性的少数者に対する理解促進」は多様性に配慮し、「不当な偏見・差別の防止・解消」に変更します。
- ・また、従来の推進施策である「子ども・若者支援地域協議会の設置促進と活性化」を、「子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進」に変更し、年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」と、関係機関・団体が連携する「横のネットワーク」の構築を一層推進していきます。
- ・施策目標III「未来をつくる子ども・若者の活躍促進」の推進施策として、「イノベーション人材・モノづくり人材の育成」と「SDGsの理念を踏まえた教育の推進」を新たに加えます。

7 施策の体系

(基本理念)	(施策目標)	(推進施策)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして</p>	<p>I 全ての子ども・若者の健やかな育成</p>	<p>1 健やかな体と豊かな心の育成 (1) 基本的な生活習慣の形成 (2) 健やかな体と豊かな心の育成 (3) 自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動の推進</p> <p>2 今を生き抜く力の養成 (1) 学力の向上 (2) 健康に関する教育と支援の推進 (3) 被害防止のための教育・啓発</p> <p>3 若者の職業的自立、就労等支援 (1) 働く意欲、職業能力の養成 (2) 就労等支援の充実</p> <p>4 子ども・若者の社会形成への参画支援</p>
	<p>II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援</p>	<p>1 困難を抱える子ども・若者の総合的な支援 (1) 子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進 (2) 子ども・若者に関する相談体制の充実</p> <p>2 困難な状況に応じた取組 (1) 学校におけるいじめへの対応、不登校の子ども等の支援 (2) ニート等の若者の支援 (3) ひきこもりの若者の支援 (4) 障害等のある子ども・若者の支援 (5) 非行防止、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援 (6) 子どもの貧困問題への対応 (7) 自殺対策 (8) ヤングケアラーの支援 (9) 外国人の子ども・若者の支援 (10) 不当な偏見・差別の防止・解消 (11) 児童虐待防止対策</p>
	<p>III 未来をつくる子ども・若者の活躍促進</p>	<p>1 愛知の産業の担い手となる人材の育成 (1) イノベーション人材・モノづくり人材の育成 (2) 農林水産業の担い手となる人材の育成</p> <p>2 グローバル社会で活躍する人材の育成 (1) 国際交流と外国語教育の推進 (2) SDGsの理念を踏まえた教育の推進</p> <p>3 世界で活躍するスポーツ選手、芸術家の育成</p> <p>4 社会貢献活動等に取り組む若者の応援</p>
	<p>IV 子ども・若者の成長のための地域社会づくり</p>	<p>1 家庭、学校、地域全体で子ども・若者を育む環境づくり (1) 保護者等への積極的な支援 (2) 学校と地域が連携・協働する体制づくり (3) 地域全体で子どもを育む環境づくり</p> <p>2 地域で子ども・若者を支える担い手の育成</p> <p>3 子ども・若者が安心して暮らせる社会環境づくり (1) 有害環境への対応 (2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策 (3) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり</p> <p>4 子育て支援等の充実</p> <p>5 多様で柔軟な働き方の推進</p>

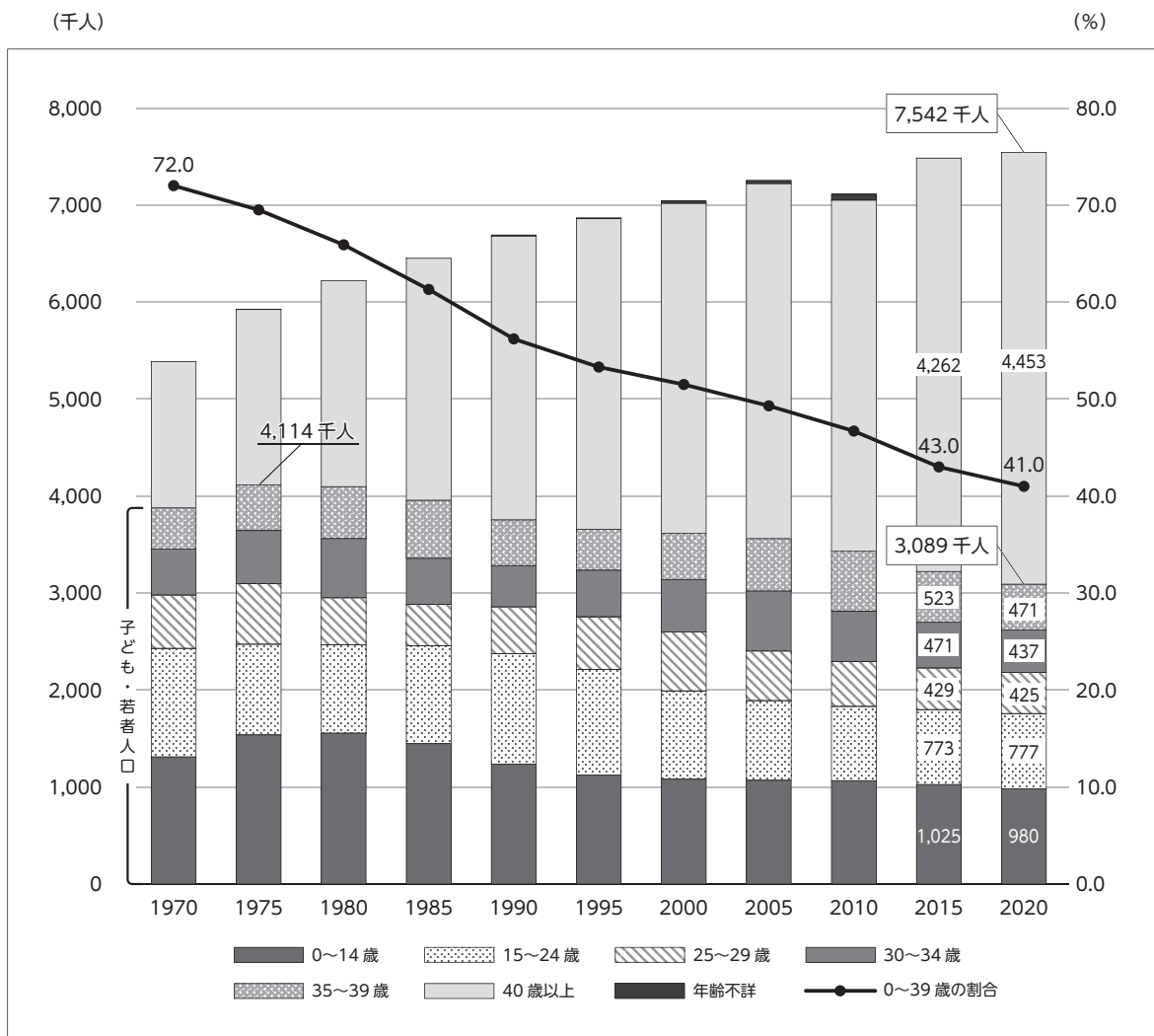
第2章 現状と課題

1 社会環境の現状と課題

① 子ども・若者人口の減少

愛知県の総人口は、2020年10月1日現在で7,542,415人となっています。また、子ども・若者（0～39歳）の人口は、1975年頃をピークに減少しており、2020年10月1日現在では3,089,473人で、総人口に占める割合は41.0%となっています（図表1）。

図表1 子ども・若者人口の推移（愛知県）



（資料）総務省「国勢調査」（1970年～2020年）、2015年、2020年は不詳補完値による。
子ども・若者（0～39歳）の割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出。

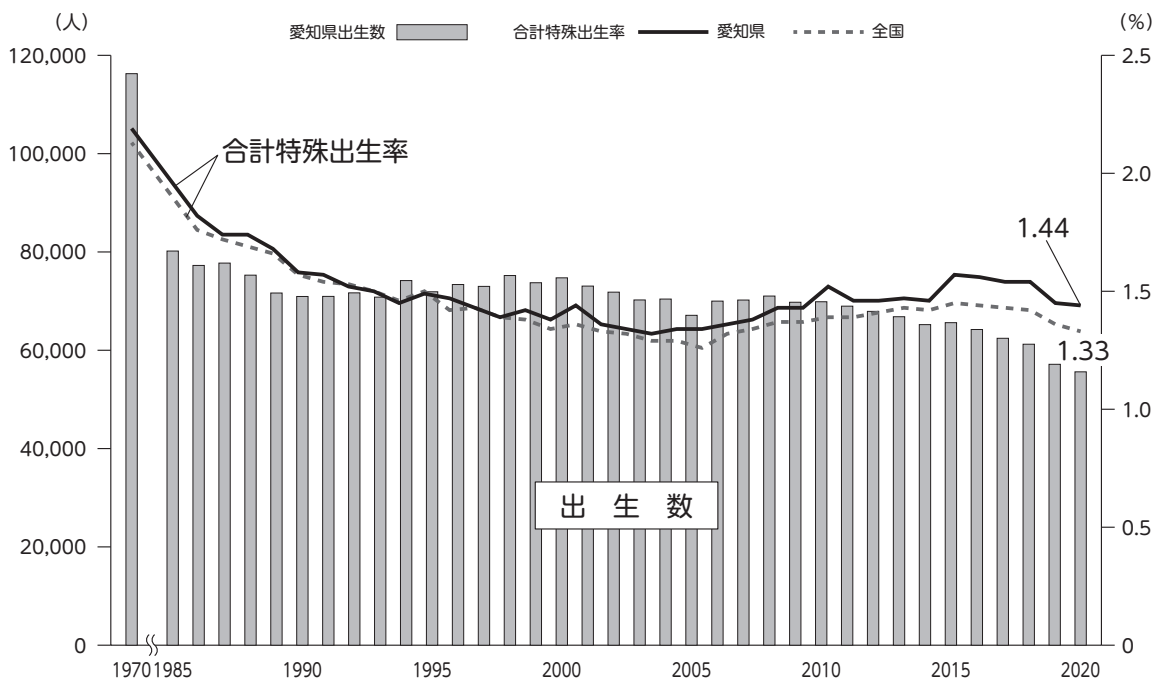
本県における2020年の出生数は55,613人で、2009年から2018年まで6万人台で推移していましたが、2019年以降は5万人台となっています（図表2）。

本県における2020年の合計特殊出生率は1.44で、依然として少子化が続いている状況にあります(図表2)。

また、50歳まで一度も結婚していない人の割合は年々上昇しており、未婚化が急激に進んでいることがわかります。(図表3)。

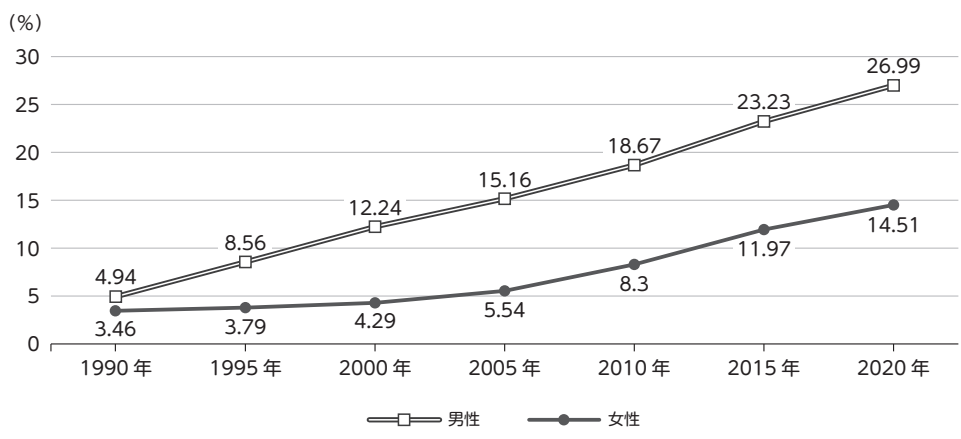
少子化は、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や、経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安などが主な要因であると言われていいます。若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた取組と、地域全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会づくりに取り組む必要があります。

図表2 出生数(愛知県)と合計特殊出生率(愛知県、全国)



(資料)厚生労働省「人口動態統計」、愛知県衛生年報

図表3 50歳時の未婚割合の推移(愛知県)



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」
 50歳時の未婚割合とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。
 2015年と2020年は、配偶関係不詳補完結果に基づく値。

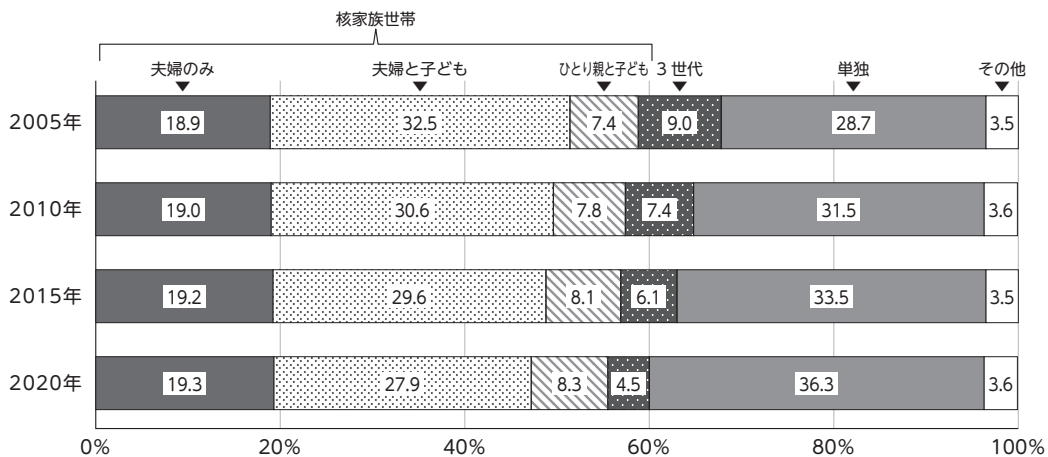
② 核家族化の進行

総務省「国勢調査」によると、2020年10月1日現在、本県の一般世帯数は3,233,126世帯で、一般世帯の1世帯当たり人員は2.29人となっています。

一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯が一般世帯に占める割合は55.5%となっています。一方、3世代世帯が占める割合は4.5%で、2005年から2020年までに2分の1程度に減少しています。(図表4)。

3世代世帯が減少するとともに、生まれ育った地域を離れて生活する家庭も少なくないなど、子育て・教育に自らの父母等の助けを得ることが難しい状況が生じています。特に、ひとり親家庭にあつては、配偶者の助けを得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっています。

図表4 一般世帯の家族類型別割合の推移(愛知県)



(資料)総務省「国勢調査」

③ 地域におけるつながりの希薄化

本県が、2021年10月に、県内の15歳から39歳を対象として行った「子ども・若者の生活実態・意識調査」では、地域の人に「いつもあいさつをする」、「あいさつをされれば返事をしている」と回答した人は5割程度いますが、一方で、「ほとんど会わない」と回答した人も2割程度います(図表5)。

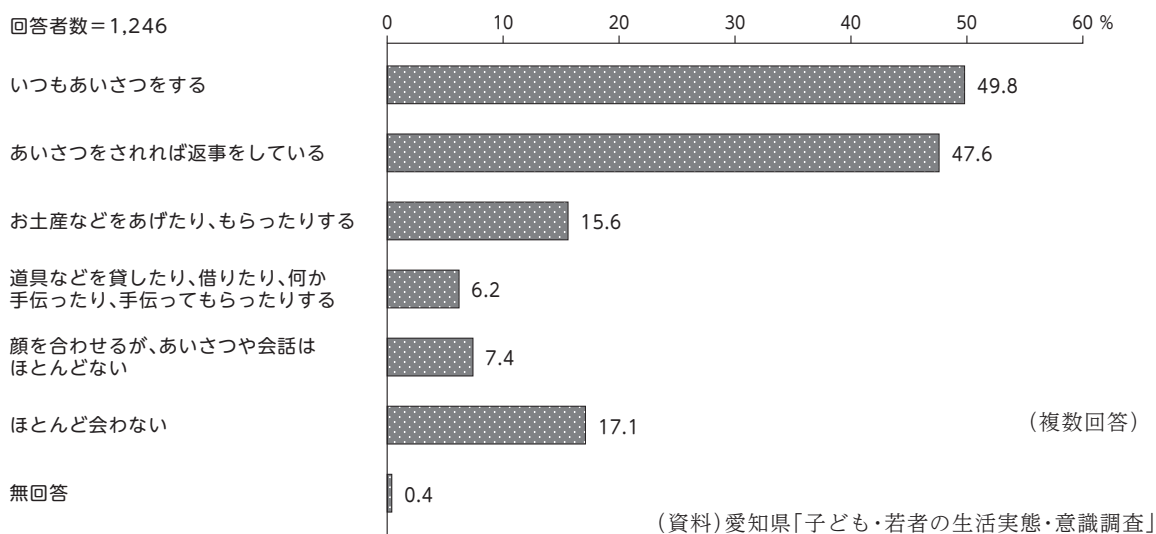
また、同調査で地域行事への参加状況を質問したところ、「地域のお祭り」、「地域の清掃や防災訓練」には1割程度が参加していますが、その他の行事については、1割以下となっています(図表6)。

今後の地域行事への参加意向について、「これからも続けたい、今やっていないこともやってみたい」と回答した人は2割程度いますが、「やってみたくもない」と回答した人が4割以上います(図表7)。

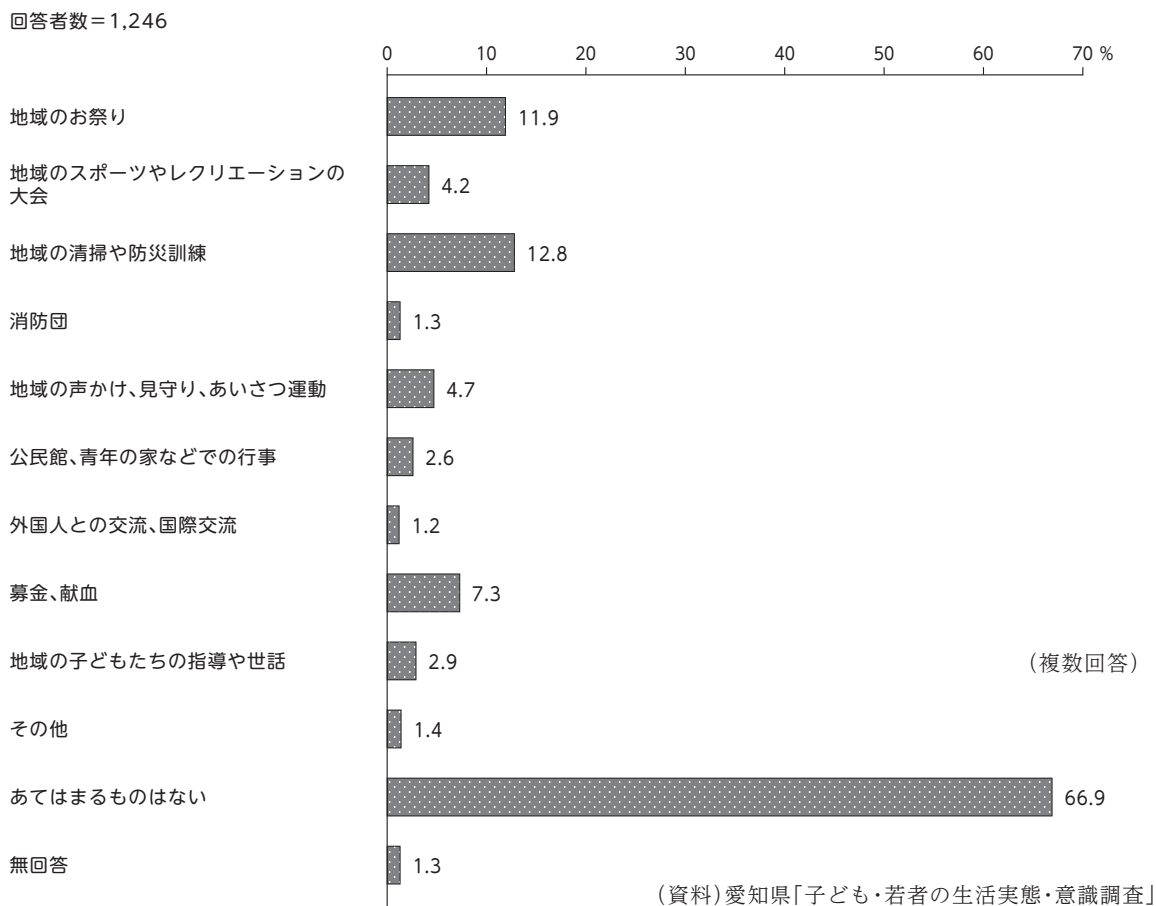
地域におけるつながりが希薄化する中で、身近で気軽に助け合うことができる社会を形成することが必要です。

また、地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子ども・若者の健やかな成長を支える大切な役割を担っています。そのため、地域全体が一体となって、子どもや子育て家庭を応援し、地域社会の子育て力を向上する取組が必要です。

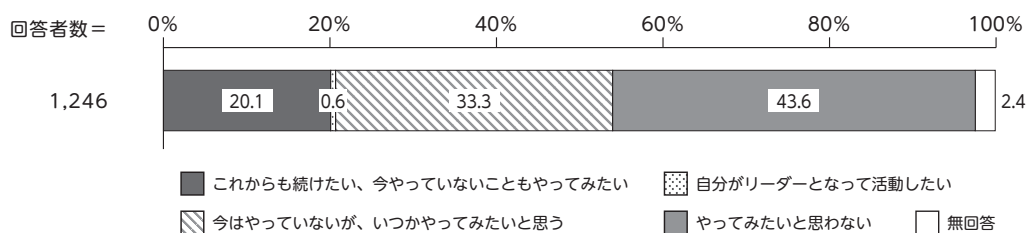
図表5 地域の人との関わり(愛知県)



図表6 地域行事への参加状況(愛知県)



図表7 今後の地域行事への参加意向(愛知県)



(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

④ 情報化社会の進展

内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、2021年度における全国の青少年(小学生(10歳以上)、中学生、高校生)のインターネット利用率は97.7%となっています(図表8)。

図表8 青少年のインターネット利用率(青少年対象調査・全国)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (%)
小学生(10歳以上)	85.6	86.3	90.5	96.0
中学生	95.1	95.1	97.4	98.2
高校生	99.0	99.1	98.9	99.2
計	93.2	93.2	95.8	97.7
〈参考〉小学生(6-9歳)	—	73.3	82.4	89.1

(資料)内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

また、同調査で「インターネットを利用する」と回答した青少年のインターネットの平均利用時間(平日1日あたり)は約4時間24分で、5時間以上利用している青少年の割合は34%に及んでいます。これは、どの学校種においても、前年度と比べて約1時間増加していることとなります(図表9)。

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等乗り越え、必要な知識やスキルを身に付けたり、最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすることが容易になりました。

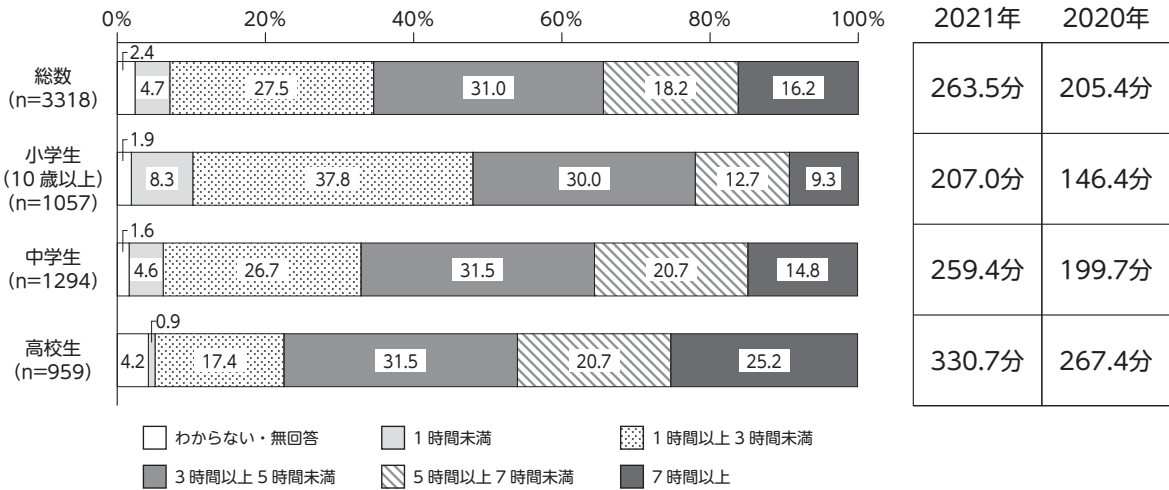
また、SNSを活用した相談窓口の設置等により、これまで対面や電話では相談しづらかった子ども・若者が、身近なSNS等を通じて相談し、支援を受けることができる取組も広がりつつあります。

その一方で、子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。さらに、違法・有害情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害(図表10)、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻化しています。

こうした危険性から、子ども・若者を守る手段のひとつとして、フィルタリングの設定が有効ですが、同調査によると、青少年のスマートフォンのフィルタリング設定率は5割に達していません(図表11)。

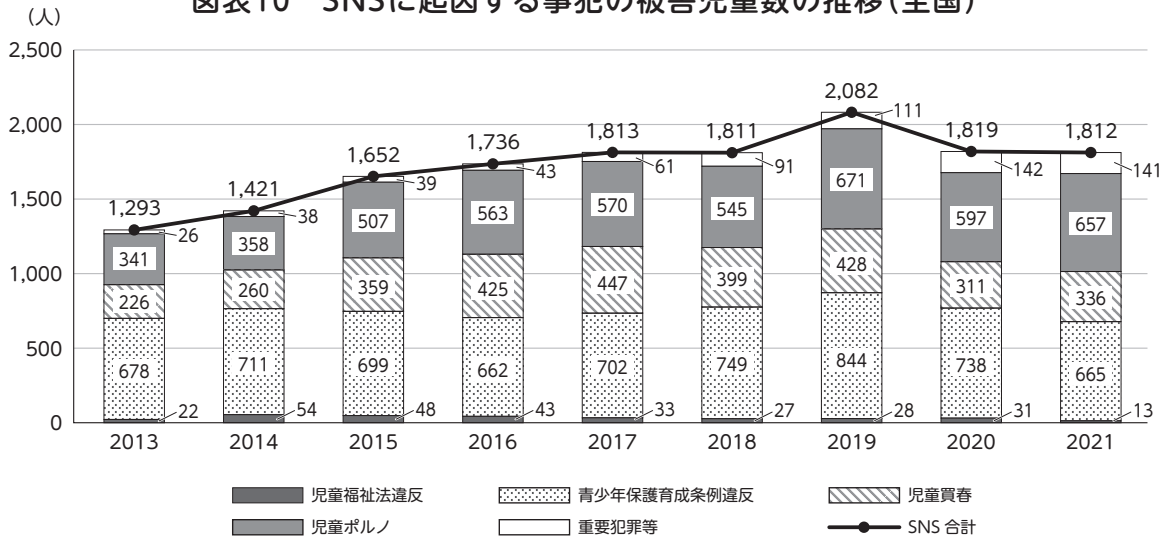
今後ますます情報化社会が進展する中で、インターネットを有効に活用するとともに、インターネット利用に潜む危険性を理解し、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりが必要です。

図表9 青少年のインターネット利用時間(平日1日あたり)(青少年対象調査・全国)



(資料)内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表10 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移(全国)



(資料)警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

図表11 青少年のスマートフォンのフィルタリング設定率(保護者対象調査・全国)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (%)
小学生(10歳以上)	22.5	23.9	30.1	47.1
中学生	40.4	45.7	47.5	52.1
高校生	40.2	36.2	39.4	35.6
計	36.8	37.4	40.6	44.5

(資料)内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

⑤ SDGs の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身もSDGsに取り組むことが期待されています。

本県は、2019年に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、2022年に「愛知県SDGs未来都市計画（第2期）」を策定し、SDGsの達成に向けて様々な取組を実施しています。今後もSDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、子ども・若者育成支援施策を推進していくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



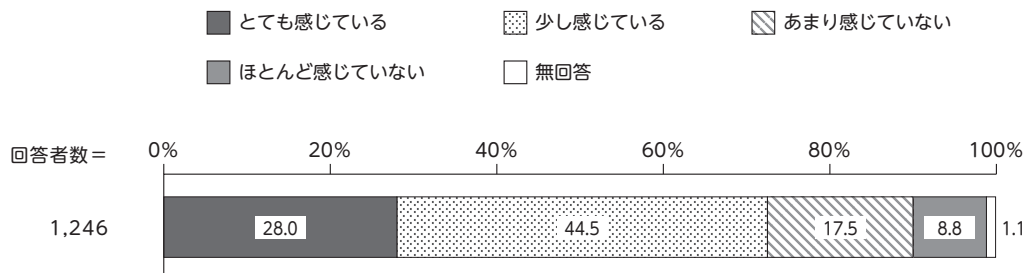
⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響

本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により閉塞感を感じているか尋ねたところ、「とても感じている」と「少し感じている」を合わせた“感じている”の割合が72.5%と高くなっています（図表12）。

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、子ども・若者についても、孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。コロナ禍は、外出自粛等により閉塞感や不安感を高め、特に困難な問題を抱える家庭に大きな影響を与えました。

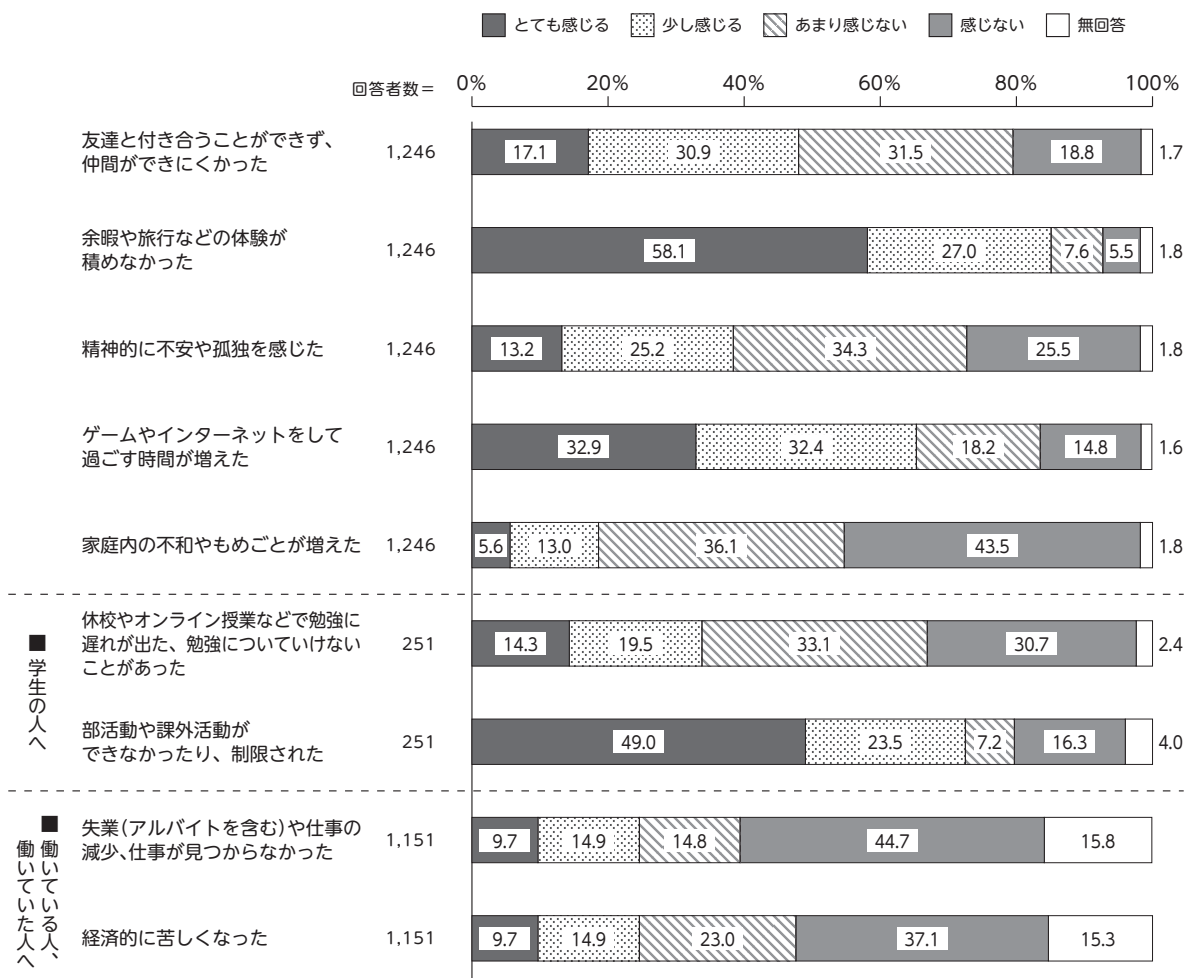
コロナ禍が子ども・若者に及ぼした影響は、今後も長く続くことが想定されます。子ども・若者やその家族の状況に応じた取組が、従来にも増して求められています。

図表12 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による閉塞感(愛知県)



(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

図表13 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響(愛知県)



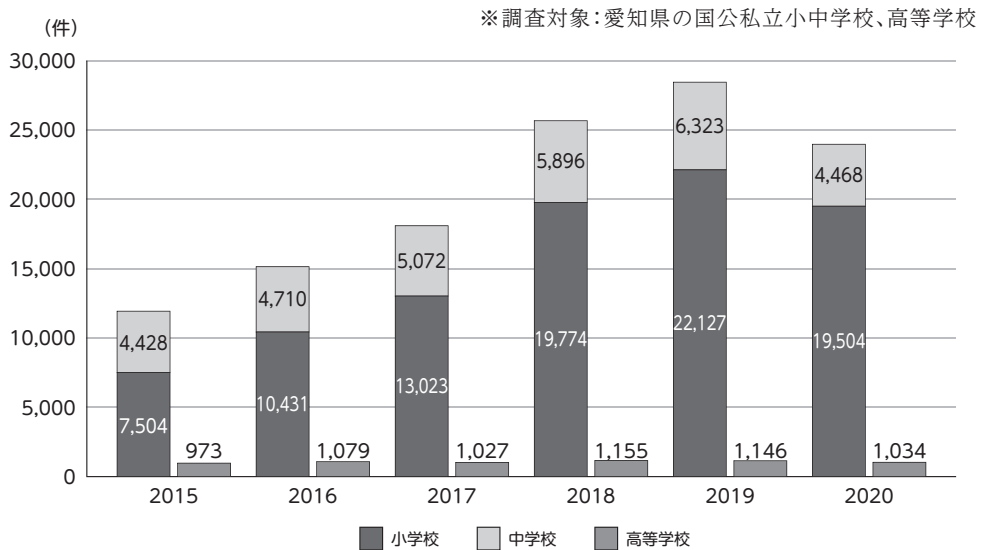
(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

2 子ども・若者をめぐる現状と課題

① 学校におけるいじめ、不登校

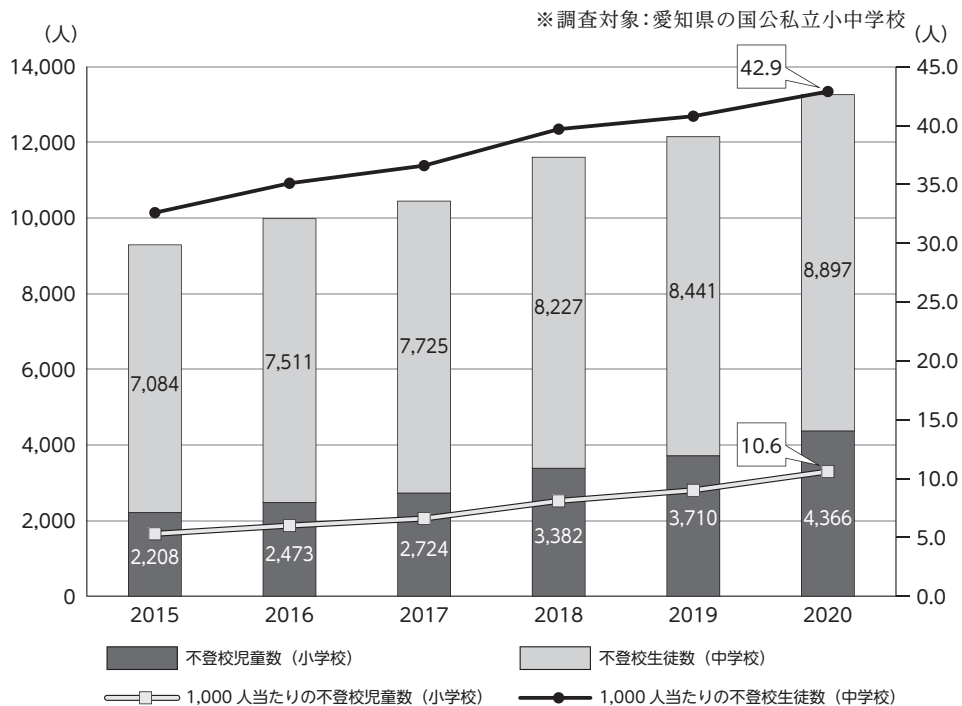
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県における2020年度のいじめの認知件数は、小学校19,504件、中学校4,468件、高等学校1,034件となっています（図表14）。また、同調査によると、本県の小中学校における不登校児童生徒数は、年々増加しており、過去最多となっています（図表15）。

図表14 小中学校、高等学校におけるいじめの認知件数の推移（愛知県）



（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表15 小中学校における不登校児童生徒数の推移（愛知県）



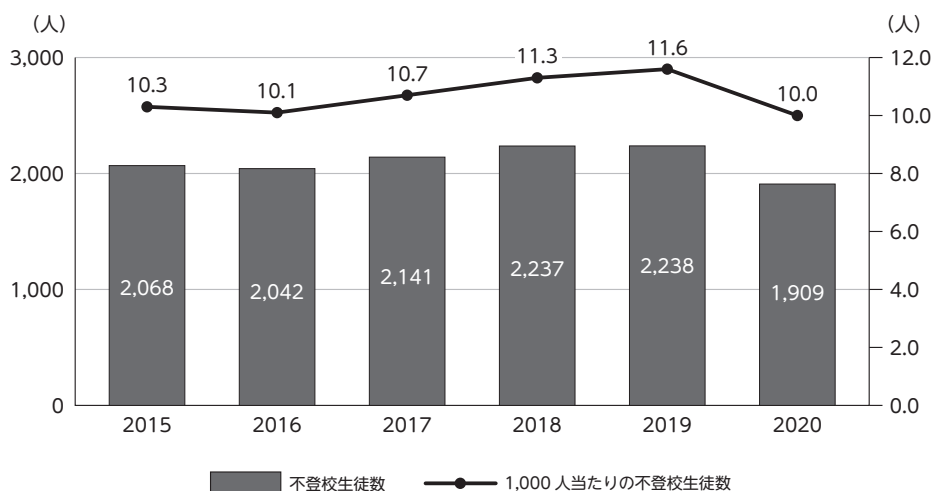
（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

本県の高等学校における不登校生徒数は、高い値で推移しています（図表 16）。また、在籍者数に占める中途退学者数の割合を示す中途退学率は、減少傾向となっていますが（図表 17）、高校中退は、その後の進学や就業に困難な影響を及ぼす可能性が指摘されています。

不登校、いじめ問題に対しては、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組が重要です。また、不登校となっている児童生徒、高等学校中途退学者や進路未決定卒業生には、個々の置かれた状況に応じて相談・支援を進めるとともに、社会的な自立に向けて、関係機関や民間団体等が連携し、進路の選択肢を広げるための取組が必要です。

図表 16 高等学校における不登校生徒数の推移（愛知県）

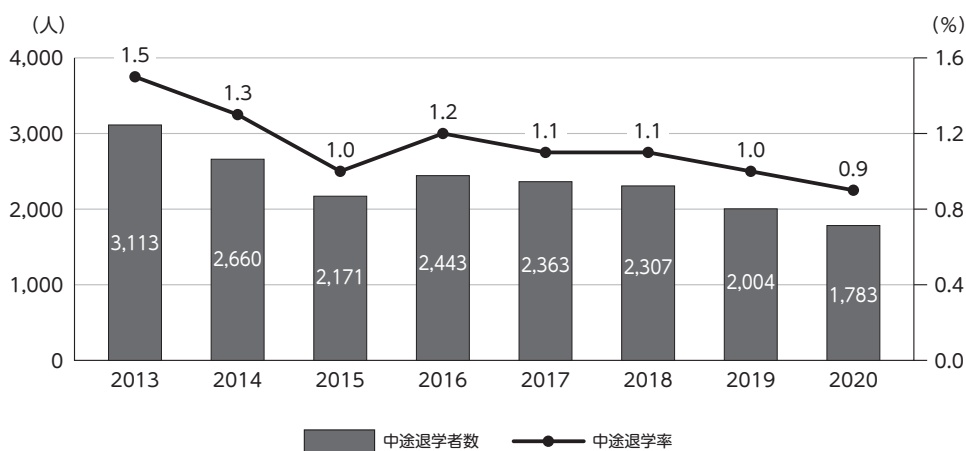
※調査対象：愛知県の国公立高等学校



（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 17 高等学校における中途退学者数の推移（愛知県）

※調査対象：愛知県の国公立高等学校
（高等学校通信制課程を含む）



（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 若年無業者（ニート等）、非正規雇用労働者

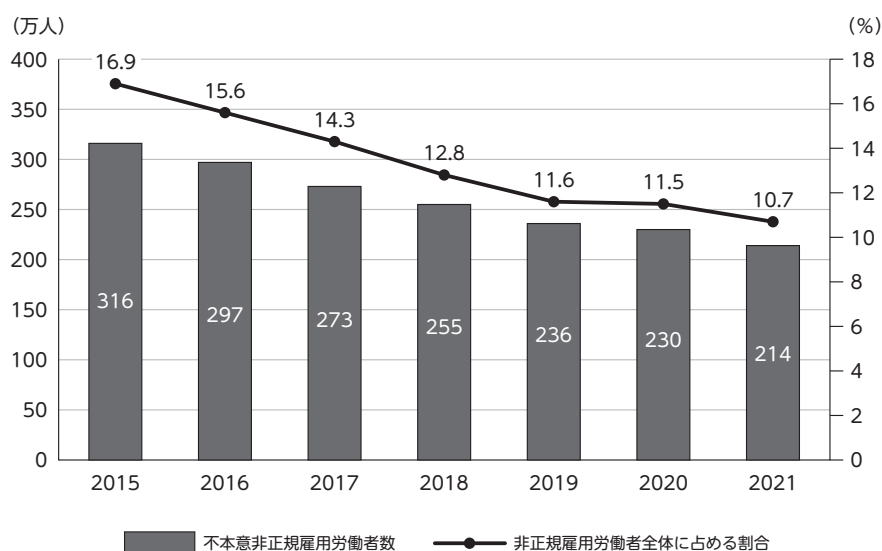
総務省「労働力調査」によると、2021年平均の全国の非正規雇用労働者は2,064万人で、役員を除く雇用者の人数に占める割合は36.7%です。

中でも、正規雇用として働く機会がなく、やむを得ず非正規雇用で働いている者（不本意非正規雇用労働者）は214万人で、非正規雇用労働者全体の10.7%となっており（図表18）、年齢階級別に見ると25～34歳が15.6%と最も高くなっています（図表19）。

また、同調査によると、全国の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は、2021年は57万人で、15～34歳人口に占める割合は2.3%です（図表20）。

非正規雇用労働者は減少傾向にある一方、若年無業者の割合は、コロナ禍前においても減少していません。また、若年無業者の中には、働くことや社会参加に悩みを抱え、長期にわたり無業状態が続く者も少なくありません。若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮していけるよう、困難な状態にある若者の自立や社会参加に向けた支援が必要です。

図表18 不本意非正規雇用労働者の推移(全国)



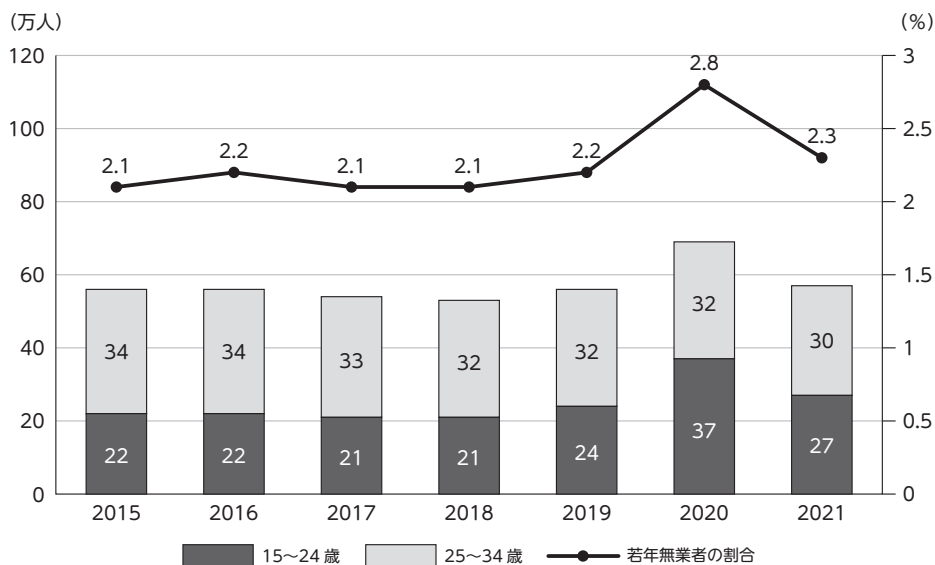
(資料)総務省「労働力調査」

図表19 不本意非正規雇用労働者の状況(2021年平均、全国)

	人数	割合
全体	214万人	10.7%
15～24歳	14万人	5.5%
25～34歳	35万人	15.6%
35～44歳	37万人	11.9%
45～54歳	48万人	11.4%
55～64歳	50万人	12.3%
65歳以上	30万人	8.0%

(資料)総務省「労働力調査」(2021年平均)

図表20 若年無業者数及び人口に占める割合の推移(全国)



(資料)総務省「労働力調査」

③ ひきこもり

内閣府が2015年度に実施した「若者の生活に関する調査」から推計されるひきこもりの若者(15~39歳)は、全国で54.1万人です。人口比で割り出すと、本県においては、約3.3万人のひきこもりの若者がいることとなります(図表21)。ひきこもり期間の長期化に伴って、本人や家族が高齢化し、親の介護や本人・家族の心身の健康上の問題、世帯の生活困窮等の不安が生じるなど、課題が複合化・困難化し、これらの課題への幅広い対策が必要です。

図表21 ひきこもり状態にある者の推計数		有効回収率に占める割合	全国の推計数	愛知県の推計数
狭義のひきこもり(A)	自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	17.6万人	約1.1万人
	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%		
準ひきこもり(B)	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06%	36.5万人	約2.2万人
広義のひきこもり(A+B)		1.57%	54.1万人	約3.3万人

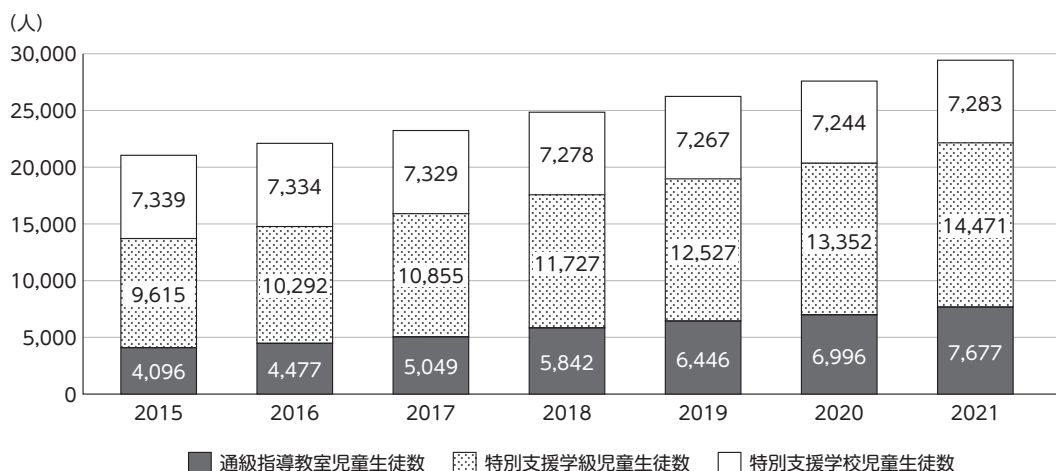
(資料)内閣府「若者の生活に関する調査」(2015年)

※総務省「国勢調査」(2015年)によると、15~39歳人口は3,445万人。
 $3,445\text{万人} \times \text{有効回収率に占める割合}(\%) = \text{全国の推計数(万人)}$
 同様に、本県の2020年10月1日現在の15~39歳人口は、2,109,085人。
 $2,109,085\text{人} \times \text{有効回収率に占める割合}(\%) = \text{愛知県の推計数(人)}$

④ 障害等により特別な支援を必要とする児童生徒

本県の特別支援学級、通級指導教室に通う児童生徒数は、年々増加しています(図表22)。特別な支援を必要とする児童生徒数の増加、障害の多様化が進んでいる中、子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、適切な支援・指導を行うことができるよう、就学前から卒業後まで、支援情報の確実な引継ぎによる一貫した支援の充実などが必要です。

図表22 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒数の推移(愛知県)



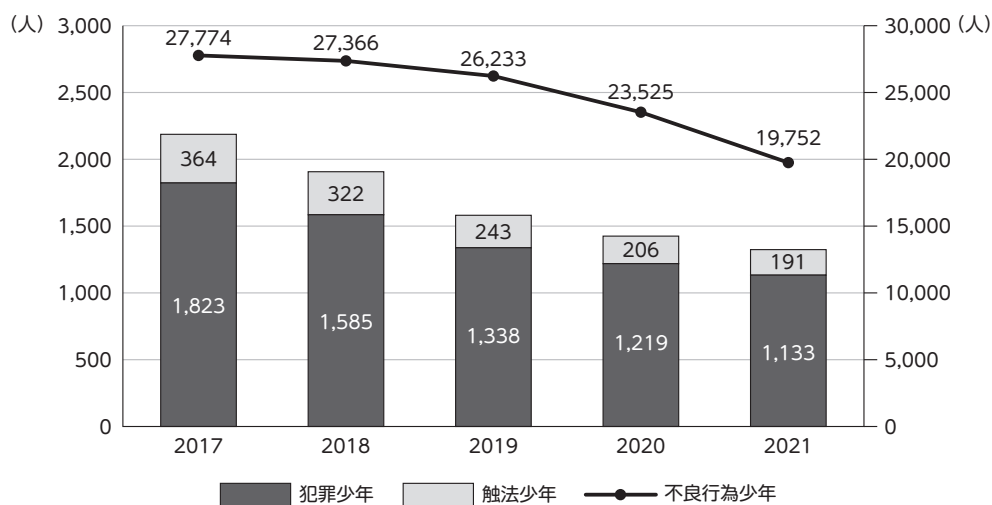
・通級指導教室及び特別支援学級の児童生徒数は、公立小中学校計(名古屋市立含む)
 ・特別支援学校児童生徒数は、国公立盲・聾・特別支援学校計(名古屋市立含む)

(資料)特別支援学級設置状況等調査、通級指導教室設置状況等調査

⑤ 少年非行

本県における過去5年間の刑法犯少年数は年々減少しており、2021年は1,324人となっています。また、不良行為少年数についても年々減少しており、2021年は19,752人となっています(図表23)。

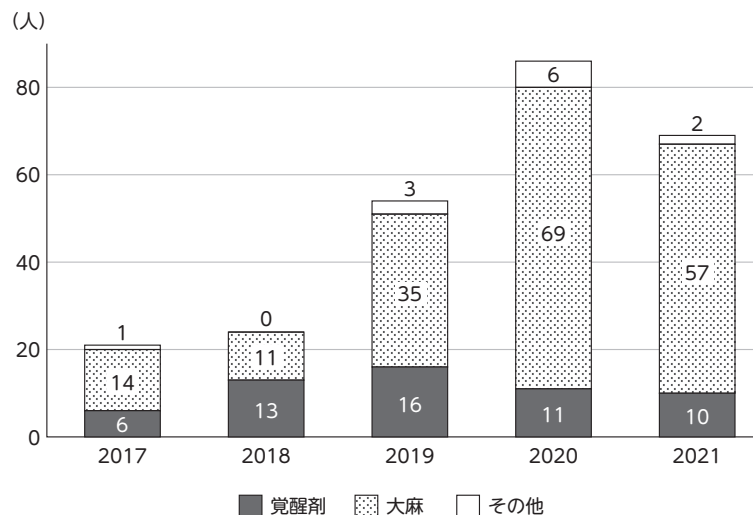
図表23 刑法犯少年数と不良行為少年数の推移(愛知県)



(資料)愛知県警察本部「少年非行統計」

一方、大麻所持により検挙された少年の人数は、過去5年間で大幅に増加しており、若者の薬物乱用が大きな社会問題となっています（図表24）。薬物乱用の危険性や正しい知識を青少年に分かりやすく伝え、大麻を始めとする薬物乱用の根絶に向けた総合的な取組が必要です。

図表24 薬物乱用で検挙された少年数の推移（愛知県）



（資料）愛知県警察本部「少年非行統計」

⑥ 子どもの貧困

2016年12月に本県が実施した「愛知子ども調査」によると、本県の子どもの貧困率は5.9%と全国の13.9%より低くなっていますが、県内では約7万人の子ども（18歳未満）が、全国の一般世帯の半分以下の所得で暮らしていると推計されます（図表25）。

同調査によると、保護者の所得が低い家庭ほど、子どもの学習習熟度や大学などへ進学を希望する割合が低くなっています。また、こうした家庭の子どもは、学校のない日の昼食を一人で食べる事が多く、地域行事への参加率も低いいため、社会とのつながりが薄くなりがちといった指摘がされています。

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、基本的な生活習慣を身につけ、安心して生活し学べるよう、社会全体で取り組むことが重要です。

図表25 子どもの貧困率（全国、愛知県）

国民生活基礎調査の貧困線（2015年：122万円以下）による子どもの貧困率		
愛知県 5.9%	（ひとり親家庭 52.9%）	【参考】全国 13.9%
愛知県独自の貧困線（137.5万円以下）による子どもの貧困率		
愛知県 9.0%	（ひとり親家庭 65.5%）	

※貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

（資料）愛知県子どもの貧困対策検討会議「愛知子ども調査」

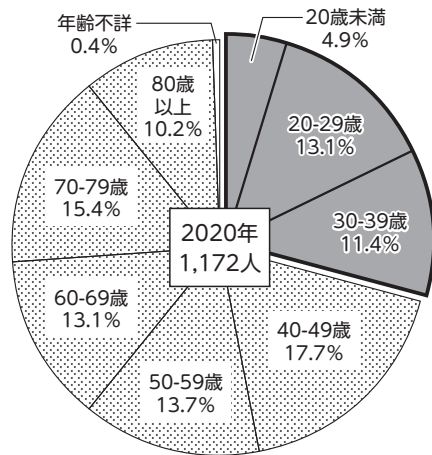
⑦ 子ども・若者の自殺

厚生労働省「人口動態統計」から、2020年の本県における主な死因の構成割合について年齢階級別にみると、10歳から39歳までの6階級すべてにおいて、「自殺」が死因順位の第1位となっています。

本県の2020年の自殺者数は1,172人で、前年より110人増加し、7年ぶりの増加となりました。年代別にみると、40歳以上は822人と全体の約7割を占めていますが、40歳未満の子ども・若者は345人と全体の約3割を占めています（図表26）。また、20歳未満の青少年の自殺者数は、2018年以降増加傾向が続いており深刻な状況です（図表27）。

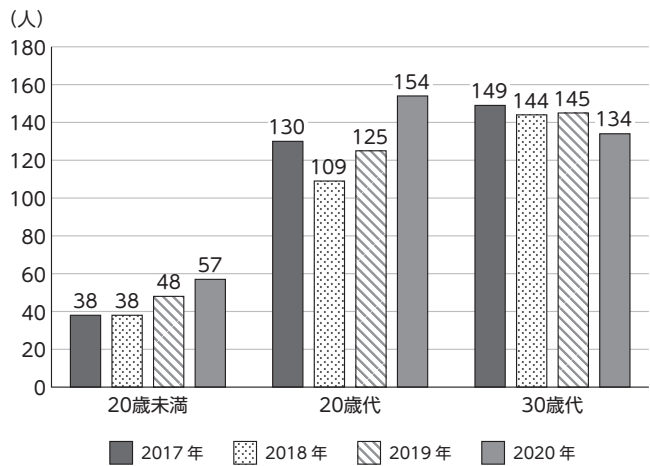
自殺の背景や原因は複雑かつ多様であり、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な分野が連携して取り組むことが不可欠です。

図表26 自殺者数の年齢構成(愛知県)



(資料)愛知県警察本部資料より作成

図表27 青少年の自殺者数の推移(愛知県)



(資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

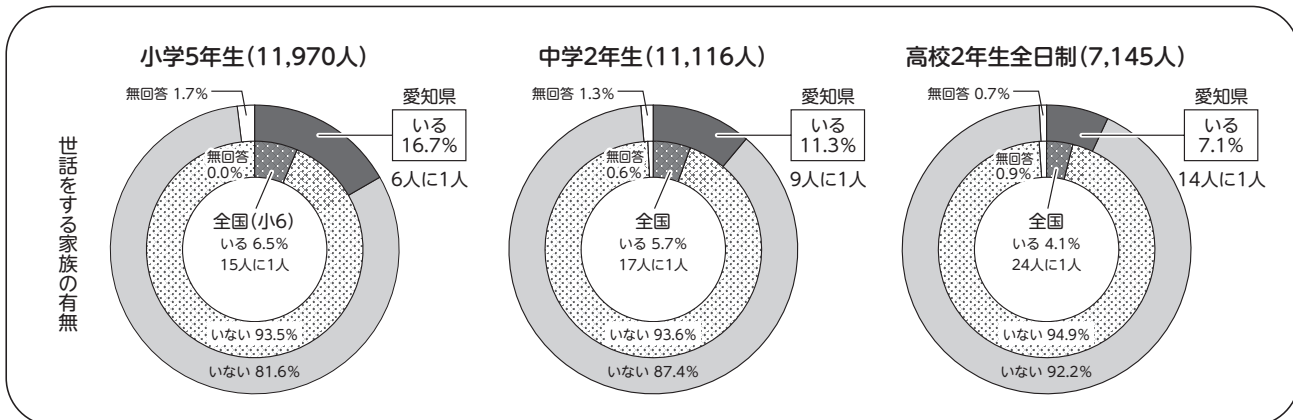
⑧ ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちがいます。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子どもの将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

2021年度に実施した「愛知県ヤングケアラー実態調査」によると、世話をする家族がいると回答した子どもたちのうち、15%程度の子どもたちが、「時間的余裕がない」、「精神的につらい」などの辛さを感じています（図表28、29）。また、「自分はヤングケアラーにあてはまる」と回答した子どもたちは、2%程度でした。なお、ヤングケアラーの認知度について、「ヤングケアラーという言葉聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した子どもたちは、全体の1割前後にとどまっています（図表30）。

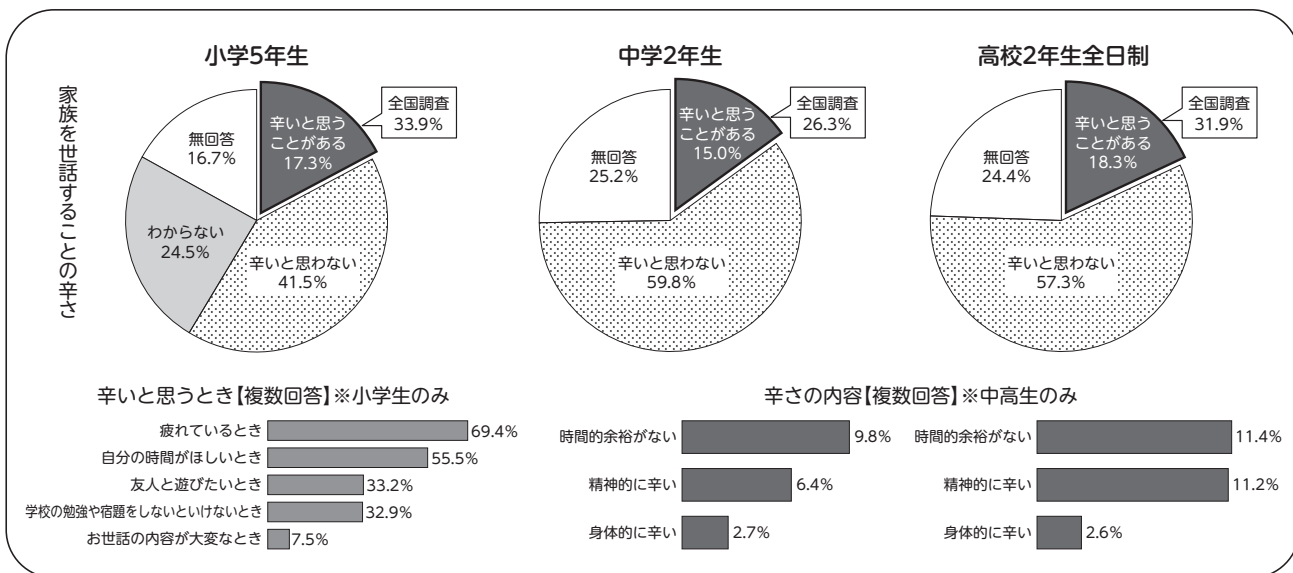
また、調査結果からは、ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題であり、子ども本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいことも明らかになっています。ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るとともに、相談しやすい環境づくりや関係機関等の連携など、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められています。

図表28 子ども自身が世話をする家族の有無について(愛知県)



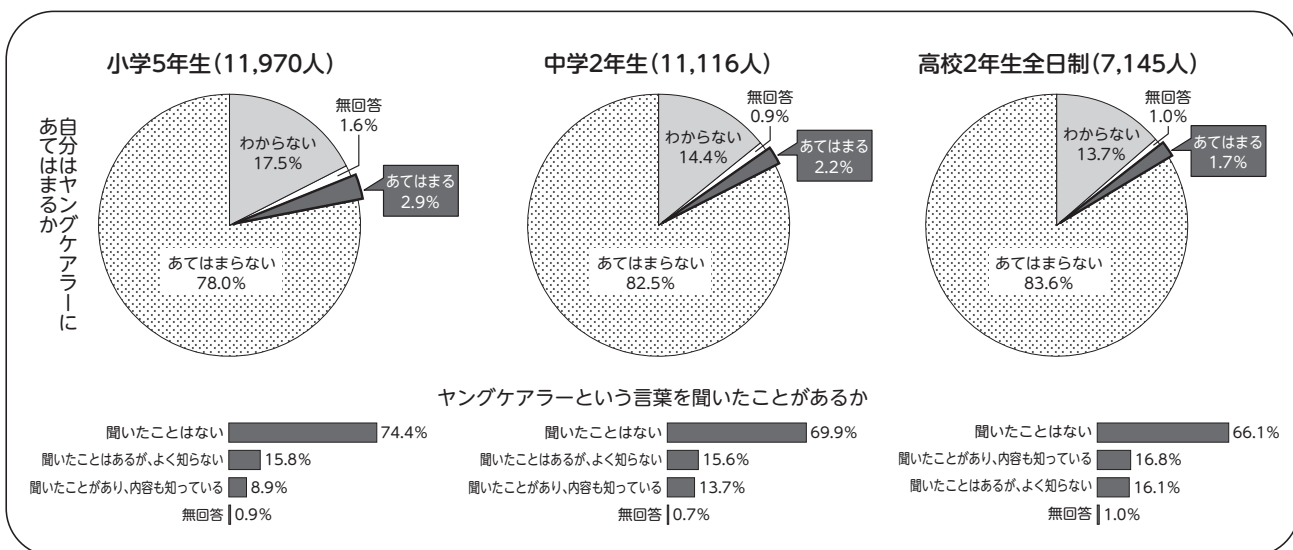
(資料)愛知県「ヤングケアラー実態調査」

図表29 世話をすることの辛さについて(愛知県)



(資料)愛知県「ヤングケアラー実態調査」

図表30 ヤングケアラーの自己認識と認知度について(愛知県)



(資料)愛知県「ヤングケアラー実態調査」

⑨ 支援を必要とする外国人の子ども・若者

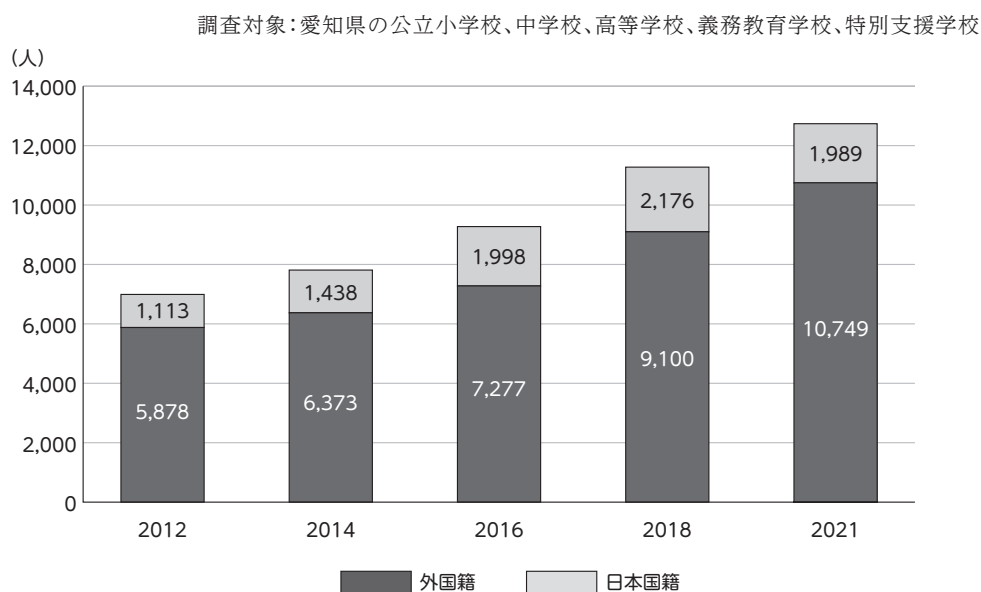
法務省「在留外国人統計」によると、本県における2021年12月末現在の外国人住民数は、東京都に次いで全国で2番目に多い265,199人で、県の総人口に占める割合は約3.5%となっています。

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、2021年5月1日現在、本県の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は全国最多で10,749人となっています(図表31)。また、日本国籍であるものの、日本語を母語としていなかったり、国際結婚家庭の子どもであったり等、外国にルーツをもつ子どもたちで日本語指導が必要な児童生徒は1,989人となっています。

永住化や長期滞在等により、日本で生まれ育った子どもたちが増える中、不就学の子どもや、日本語も母語も習得が不十分なまま中学校を卒業した子ども・若者が、生活や就労に必要な知識が身に付かず、進学や就職等が難しい状況も生じています。

こうした子ども・若者が、進学・就職し、地域社会の一員として活躍できるよう、就学を促進し、日本語習得や学習機会を確保するとともに、進学やキャリア形成に向けた支援の充実が必要です。

図表31 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移(愛知県)



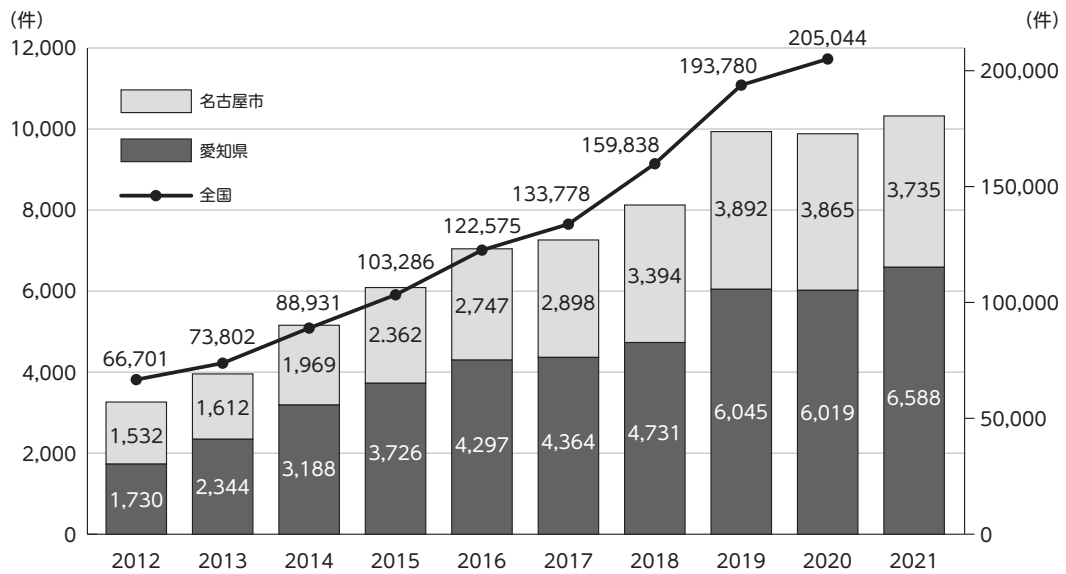
(資料)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

⑩ 児童虐待

本県では、名古屋市を除く地域に10か所の児童相談センターを設置し、子どもに関する専門的な相談に対応しています。児童虐待については、児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数が、依然として増加傾向にあります（図表32）。全国においても同様の状況にあり、中には子どもの生命が奪われるなど重大事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

児童虐待相談に適切に対応していくためには、児童相談センターの体制を強化するとともに、市町村における相談・支援体制の強化も重要となってきます。

図表32 児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）



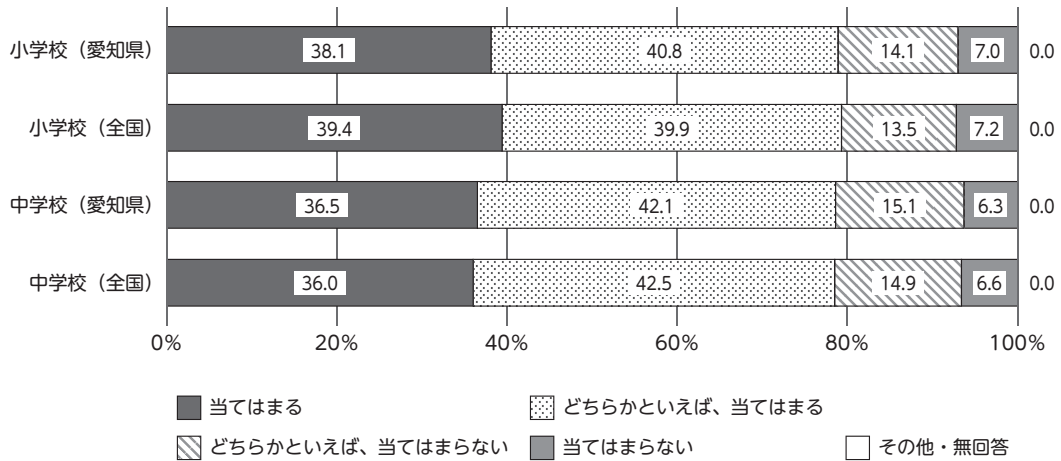
（資料）愛知県「児童虐待防止に関する取組の実施状況」

3 子ども・若者の意識と関心

① 自己肯定感、将来展望、悩み

文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに対する本県の小学生の回答は、「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」が78.9%、中学生では78.6%となっています(図表33)。

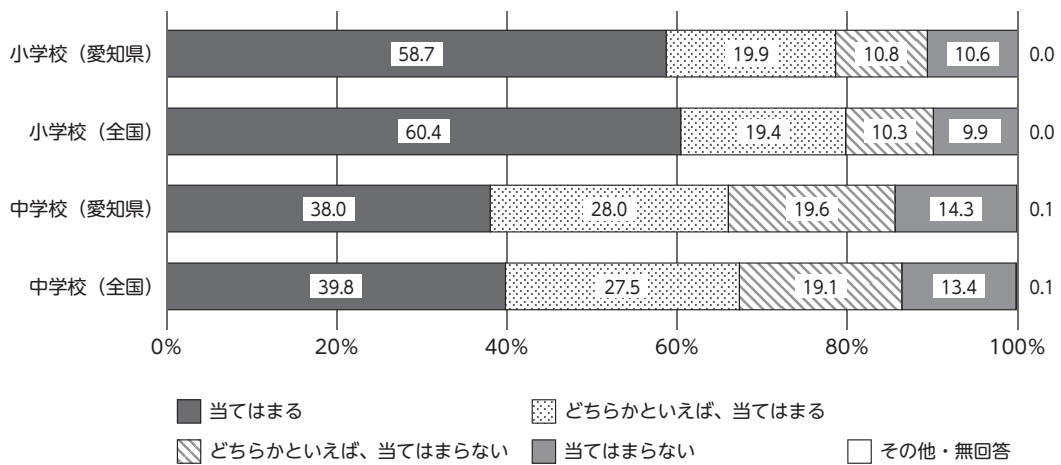
図表33 問「自分には、よいところがあると思いますか」への回答(愛知県、全国)



(資料)文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」

次に、「将来の夢や目標を持っていますか」との問いに対する本県の小学生の回答は、「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」が78.6%、中学生では66.0%となっています(図表34)。

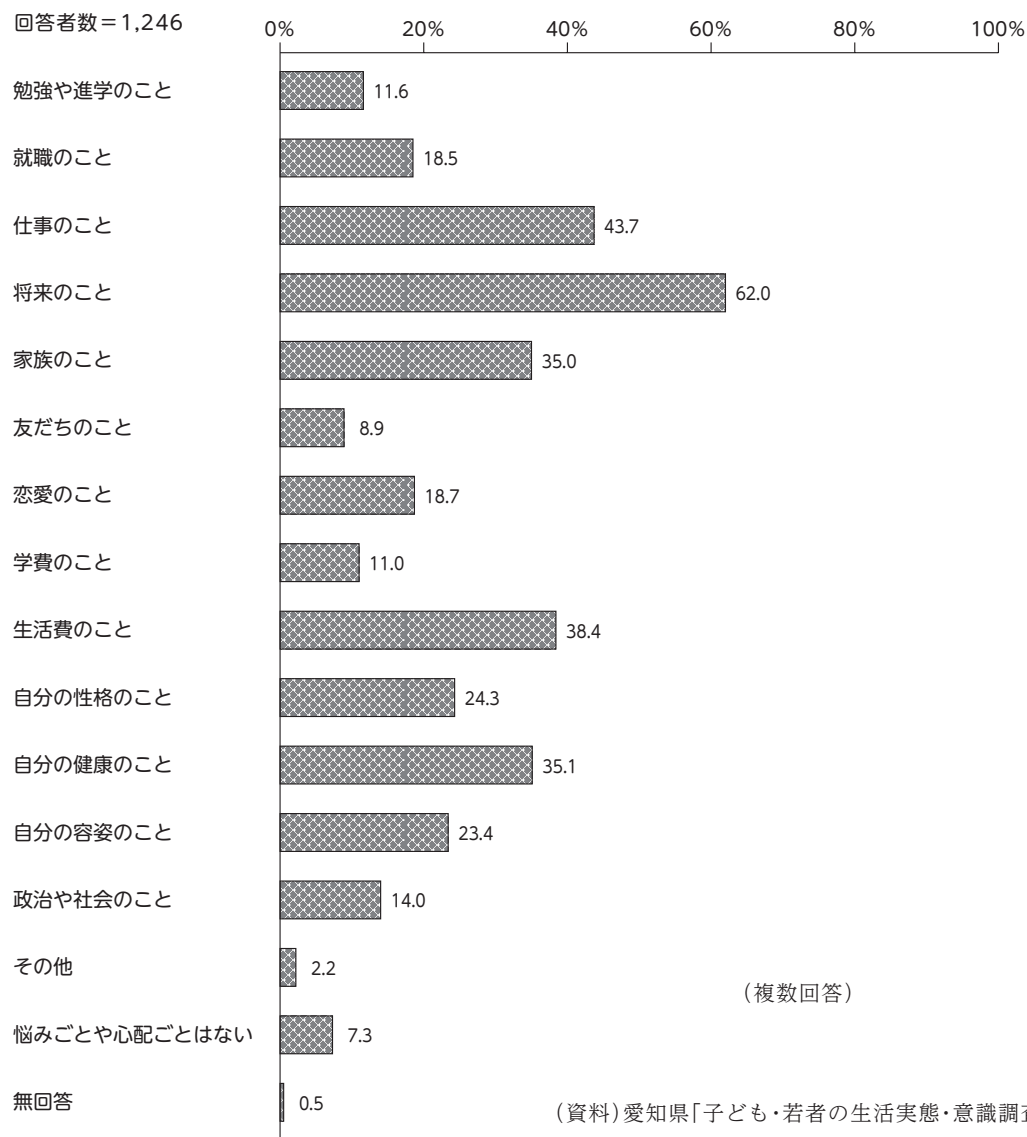
図表34 問「将来の夢や目標を持っていますか」への回答(愛知県、全国)



(資料)文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」

本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、「悩みごとや心配ごとの有無」について質問したところ、「将来のこと」が約6割と高くなっており、将来への不安を抱いている実態が見受けられます（図表35）。

図表35 悩みごとや心配ごとの有無（愛知県）

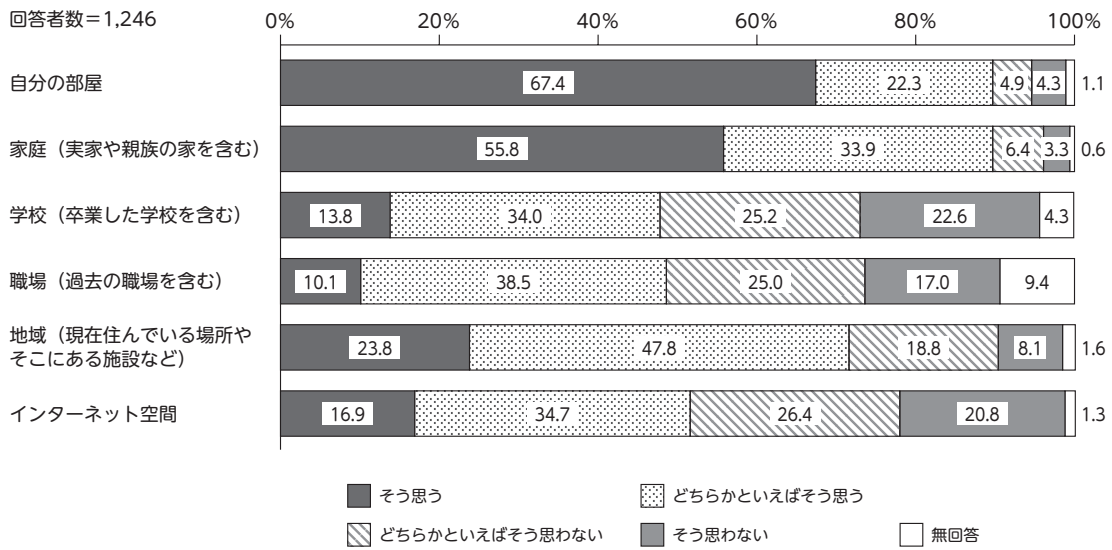


② 居場所、つながり

本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、自分の部屋、家庭、学校、職場、地域、インターネット空間の6つについて、居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）になっているかを質問したところ、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、「自分の部屋」と「家庭」が共に89.7%で最も高く、「インターネット空間」では51.6%となっています。（図表36）。

急速なスマートフォンの普及や、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等に伴い、子ども・若者が過ごす「場」としてのインターネット空間の存在感は格段に大きくなっていることが窺えます。

図表36 居場所と感じられる居心地の良い場所(愛知県)

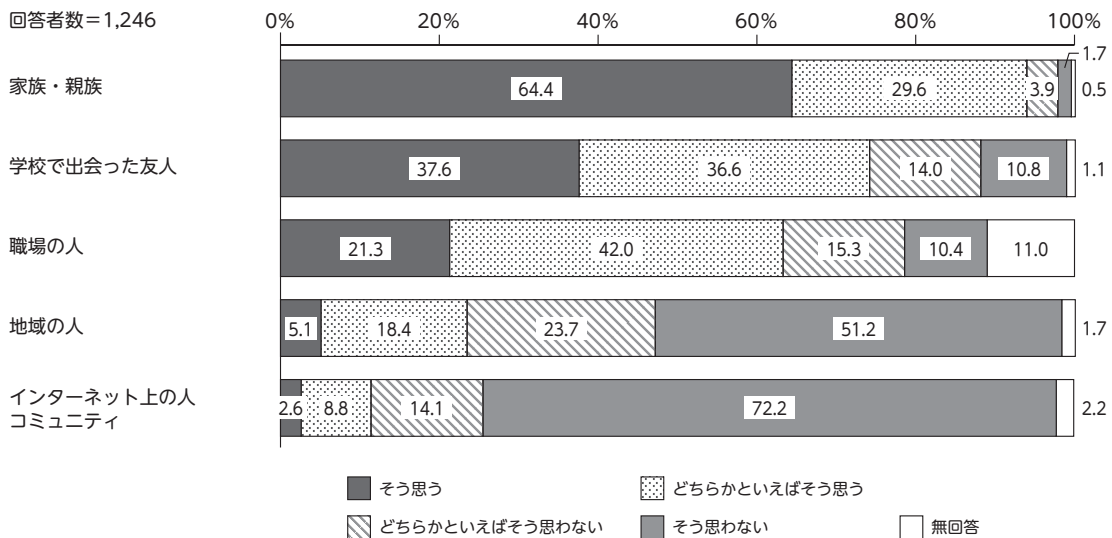


(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

また、同調査により、「困った時に助けられると思う人」について質問したところ、家族・親族、学校で出会った友人、職場の人は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が高くなっていますが、地域の人、インターネット上の人やコミュニティでは、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が高くなっています(図表37)。

内閣府「子供・若者の意識に関する調査」によると、子ども・若者の居場所の多さは、自己肯定感や将来への希望、困難に直面した際の相談・支援の希望等と相関が見られており、安心できる居場所は子ども・若者にとって大変重要です。そのため、子ども・若者の成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

図表37 困った時に助けられると思う人(愛知県)



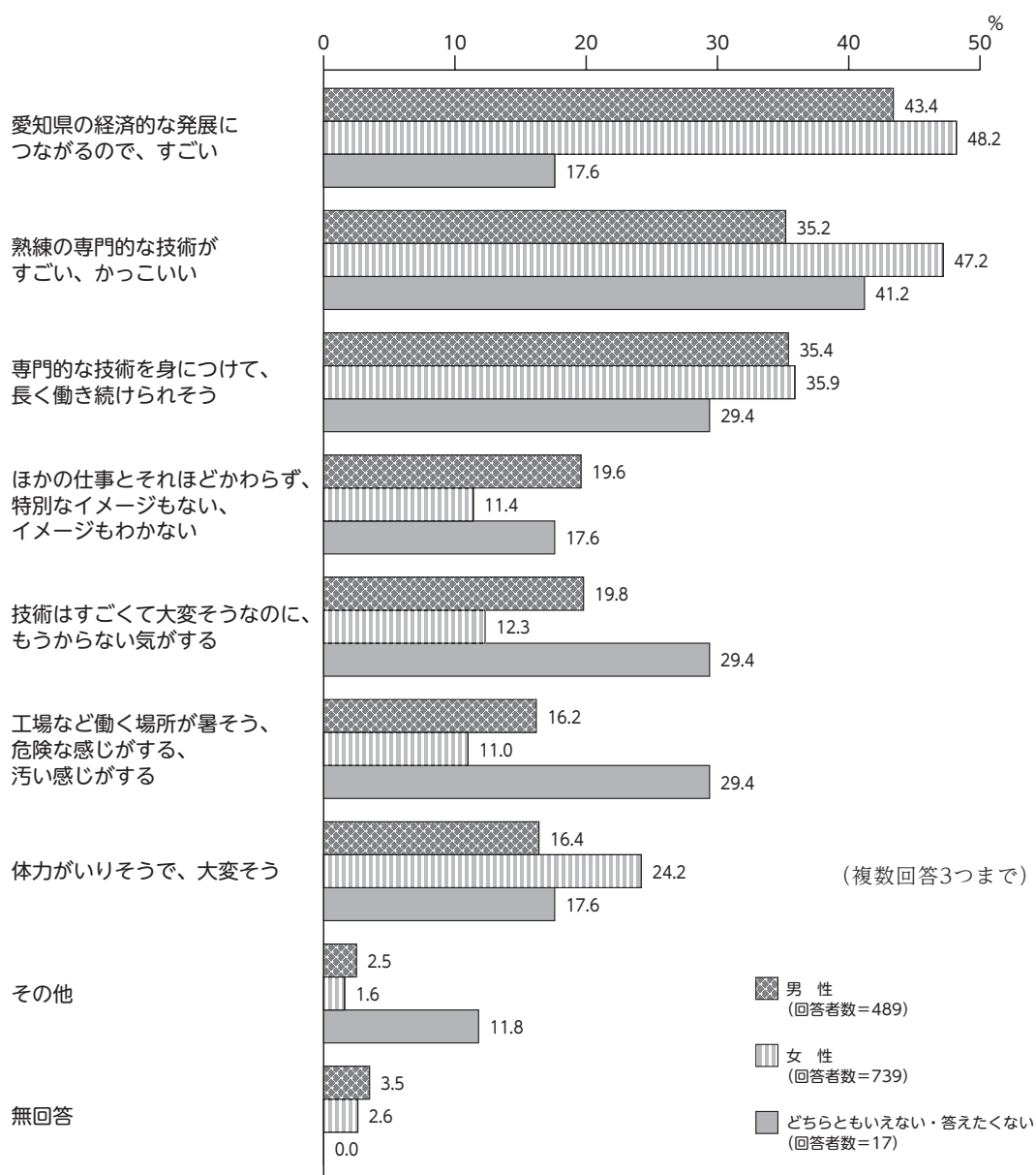
(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

③ モノづくりへの関心

本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、モノづくのイメージについて質問したところ、「愛知県の経済的な発展につながるので、すごい」と回答した人の割合が男女ともに最も高く、次いで「熟練の専門的な技術がすごい、カッコいい」、「専門的な技術を身につけて、長く働き続けられそう」が高くなっています（図表38）。

次代を担う子ども・若者の、モノづくりや科学技術への興味・関心を高め、その個性や能力を一層伸ばすため、産学官が連携して取り組んでいくことが大切です。

図表38 モノづくりのイメージ(愛知県・男女別)



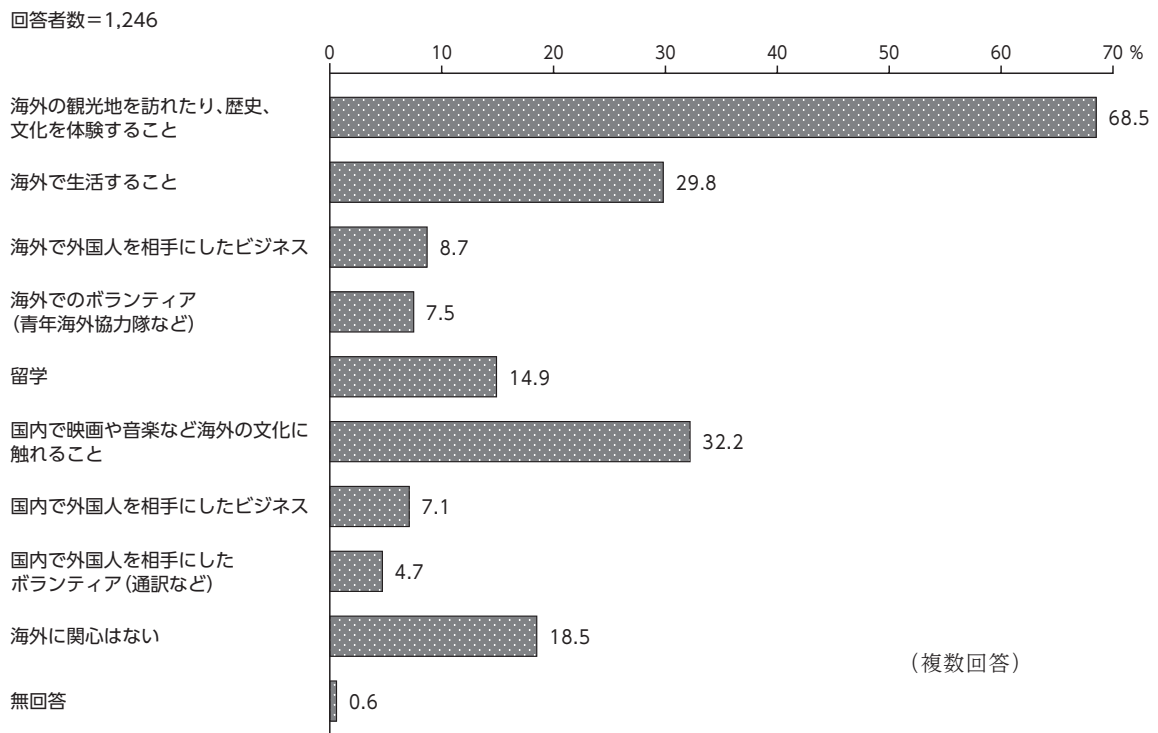
(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

④ グローバル化への関心

本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、海外や異文化との関わり方について質問したところ、最も関心が高いのは、「海外の観光地を訪れたり、歴史、文化を体験すること」で、次いで「国内で映画や音楽など海外の文化に触れること」となっています。一方で、「海外に関心はない」と回答した人も2割程度ありました（図表39）。

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくためには、異文化に対する理解等を育むことが重要です。また、未来を担う子ども・若者が、グローバルな課題の解決に貢献する人材として成長・活躍できるよう、学校、地域が連携して、教育の充実を図ることが必要です。

図表39 海外や異文化との関わり方についての関心(愛知県)



(資料)愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」